

毎日新聞  
12(H24).11.2

■汚職の生駒元市議長  
実刑確定へ

奈良県生駒市の山林売買や足湯施設工事を巡り、あっせん収賄と背任の罪に問われた元生駒市議会議長の酒井隆被告(70)について、最高裁第2小法廷(竹内行夫裁判長)は10月30日付で、被告の上告を棄却する決定を出した。懲役3年6

月、追徴金1400万円の1、2審判決が確定する。

1、2審判決によると酒井被告は前生駒市長の中本幸一元被告に加重収賄罪などで上告中に死亡すると共謀。03年12月、購入する必要のなかった懇意の業者所有の山林を市土地開発公社に先行取得させて市に損害を与えた。05年11月には、市発注の足湯施設工事で別の業者から入札でなく随意契約するようあっせんを受けて中本前市長に働きかけ、両業者から謝礼として計1400万円を受け取った。